

## 第14章 土地調書及び物件調書の作成等

(土地調書等の作成)

第141条 土地調書(様式第19号の1)、土地調書一覧表(様式第19号の2)及び物件調書(様式第20号)の作成は、第3章、第4章、第6章及び第7章に定める業務の成果により行うものとする。

(法第36条の土地調書等の作成)

第142条 法第36条の規定による土地調書及び物件調書の作成は、調査職員の指示により行うものとする。